

児童名	生年月日	年	月	日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中
児童名	生年月日	年	月	日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中
児童名	生年月日	年	月	日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中

※申込児童及び未就学の兄弟姉妹の状況を記入してください。

保育関係施設入所に関する申立書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

申立者	住 所
	氏 名
	連絡先

下記の内容に相違ないことを申し立てます。
利用調整・認定更新を行う際には、保育の必要性の観点より、第一希望の施設（利用中の施設）での利用ができなくても異議はありません。
保育関係施設に入所した場合には、保育短時間での認定となることに同意するとともに、入所後3か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出いたします。
入所後3か月以内に就労を開始しなかった場合及び就労証明書を提出しなかった場合は、保育関係施設を退所となることに異議はありません。
前橋市内の保育所（園）・認定こども園に保育士として就労することを前提に申し込みをし、その加点により入所が決定したにもかかわらず、それ以外の就労先に就労した場合、入所が取り消しとなっても異議はありません。

【現在の状況】

☐	求職活動中又は入所後に活動を開始する予定	☐ ハローワークに行っている又は行く予定 ☐ 職業訓練に申し込んでいる又は申し込む予定 ☐ 派遣会社へ登録している又は登録する予定 ☐ 広告やインターネットで求人情報を検索している ☐ 保育士として前橋市内の保育所（園）・認定こども園へ就労することを前提とし活動を行っている又は行う予定 （保育士証の写しを添付することにより選考の際に加点があります） ☐ その他（ ） ※複数回答可
☐	起業準備中	

※求職活動中（起業の準備を含む。）の場合の認定期間は、効力の発生日から、同日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間とします。

【問い合わせ先】
前橋市役所こども施設課
TEL 027-220-5705（直通）